



ILC国際化推進員 トマス・アンナの Vol. 24

あんなこと こんなこと



実家のオーブンで母が作る
パンスキパイ

ILCにまつわる話題や、アンナさんの目線で見えた本市の姿などをお届けする
このコーナー。今回のテーマは「料理」です。

「作る料理は和風なの？ それとも洋風？」とよく聞かれます。答えは「多国籍料理」です。食べたいと思ったもので作れそうなものは何でも作ってみます。

実は、アメリカにいた頃はずっと母に甘えて料理を作ってもらっていたため、料理を始めたのは日本にきた25歳からでした。始めた頃、英語で分かりやすい母国のレシピで作ろうとしましたが、オープンが必要なものがほとんどでしたし、日本ではなかなか売られていない食材や、鶏肉が丸ごと1羽必要といったものが多かったため程なく断念。その後は日

本のレシピでカレーやあまり手が掛からないものばかり作っていましたが、それでも大変でした。水「大さじ1杯」を「カップ1杯」と勘違いしてとても味が薄いものを作ってしまったこともあります。

今では海外のレシピでも、代わりになるものや省ける食材が分かってきましたし、日本のレシピにも慣れたので、日本と海外半々くらいの割合で料理をしています（それでも日本の「適量」にはいつも苦戦させられています）。

将来ILCができて、奥州市が多国籍料理でにぎわうかもしれません。

▶ ILC計画についてのご質問は、本庁ILC推進室(内線1442、☎2533、✉ilc@city.oshu.iwate.jp)までお気軽にお寄せください

姉妹都市
静岡県 掛川市

掛川だより

オリーブオイルの活用法伝授

市内飲食店経営者などが理解深める



玉利さん（左から2人目）からティスティングを学ぶ参加者ら

オリーブの産地化を進める掛川市は1月23日、市内飲食店でオリーブオイルの活用方法を学ぶ講座を開きました。市内の飲食店経営者や料理好きの主婦ら約20人が参加。講師は、料理家でオリーブオイルサイト編集者の玉利紗綾香さんが務めました。

玉利さんは「オリーブに必要な適した気温と降水量がある」と掛川が栽培に適していることなどを紹介。「天ぷらをオリーブオイルで揚げるとヘルシー」「オリーブオイルは空気を遮断するため、漬けておくと保存食にもなる」など、基礎知識やレシピを伝授しました。

掛川市では平成28年度からオリーブオイルの栽培と産地化を開始。今後は、市内飲食店などで調味料として使用してもらい、消費の拡大を目指します。



広 告

もっと安心 ずっとおうしゅう

全国版救急受診アプリ



～みんなの輪で支える在宅医療と介護～

第11回 救急搬送の現状～救急車の適正利用について～
奥州金ケ崎行政事務組合消防本部

▶ Q助案内サイト



奥州金ケ崎行政事務組合消防本部管内における救急出動件数は、高齢化の進行などの理由から年々増加しており、平成30年は5,900件を超え、1日当たり約16件となっています。

救急車が要請されると、現場から一番近い救急車が向かいますが、その救急車が別案件に出動している場合は、次に近い救急車が出動することになります。軽い症状やタクシー代わりに救急車が要請されてしまうと、緊急治療が必要な人への救急車の到着が遅れてしまうことにつながります。

軽い症状と思われる病気やけがで、救急車を呼ぶべきか判断に迷った場合は、スマートフォン用「全国

版救急受診アプリ（愛称『Q助』）をご利用ください。アプリを取得し該当する症状を画面上で選択していくと、救急車が必要かどうかの判断をサポートしてくれます。（Web版もあります）

一方、「意識がない」「呼吸が苦しい」「言葉が出にくい」「手足に力が入らない」「締め付けられるような胸の痛み」「突然の激しい頭痛」などの症状がある場合は、迷わず119番通報してください。

救急車を本当に必要とする人のために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

次号は、病院と診療所（クリニック）の役割について紹介します。

■問い合わせ＝本庁地域包括ケア推進室（内線1268）、高齢者に関する相談＝市地域包括支援センター（内線1281）

はい、
こちら

総合相談室

（内線1141）

消費生活相談

前沢総合支所 市民環境課	毎週	10:00～15:00
胆沢総合支所 市民環境課	毎週	※前日までに 要予約
衣川総合支所 市民環境課	毎週	

引っ越しシーズンの春、原状回復トラブルが発生しています



息子が大学を卒業するので、借りていたアパートを引き払うことになりました。それほど汚していないように見えたので、8万円払っていた敷金の半分くらいは返ってくると思っていましたが、原状回復費用として逆に5万円を請求されました。これは払わなければならないのでしょうか。

原状回復とは、借主が借りた当時の状態に戻すということではありません。借主が通常の使い方をしていて損耗してしまったものや時間がたって自然に劣化した部分の補修費用は貸主の負担となります。また、傷や汚れを付けてしまった場合でも、畳なら

ば汚してしまった枚数分のみの張り替え費用を借主が負担するといったように、可能な限り補修箇所を限定することが基本となります。まずは貸主側に原状回復費用の内訳について説明を求めてください。

借主の故意・過失などによる損耗は借主の負担です。国土交通省のホームページに「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」が示されています。退去時だけでなく入居時にも損耗などの有無を確認するなど、未然にトラブルを防ぎましょう。

貸主との話し合いで解決できない場合は、市の無料法律相談をご利用ください。



広 告